

昭和二十三年五月中官報物價号外目録

自第四一〇号 至第五〇号

●凡例

件名上の数字は品番号  
件名下の数字は上段は頁数下段は日

告示

●物價

- (主要食品)
  - 二九一 酒類ノ表示様式等指定ニ關スル件申改正
  - (生鮮食品)
    - 二五七 食用ほつけ製品の販賣格の統制額指定
    - 二五八 食用にしん製品同上
    - 二七七 製米の販賣格の統制額指定
    - 二八七 きやべつ(たまねぎ、れんこん、えんどう)及びそれらめの統制額指定
    - 二九四 冷蔵食品類の販賣格の統制額指定申改正
    - 二九七 鮮菓類の販賣格の統制額指定
  - (工業食品)
    - 二六九 味噌大豆(肥料及び飼料用のものを除く)同上
    - 二七四 動物油類同上
    - 二八六 動物油脂等の販賣格の統制額指定申改正
    - 二九〇 植物油等の販賣格の統制額指定
    - 二九三 精製水産動物油等同上
    - 二九五 ジャムの販賣格の統制額指定申改正
  - (金銀)
    - 二八五 黒鉛増場の販賣格の統制額指定
    - 二六七 度量衡器計量器及びその修繕料金の統制額指定申改正
    - 二六八 自動車部品の統制額指定申改正
    - 二七五 金銭兌換機等の買取價格の統制額指定申改正
    - 二七八 鉄道車輛用蒸氣機関車、客車、電車及び貨車の販賣格の統制額指定申改正

- 二八八 工作機械用車動四つずめチャック及び連動三つずめチャックの販賣格の統制額指定
- 二八九 ミシン、同部分品及びミシン針の統制額指定申改正
- (化学製品)
  - 二八三 シード、ラック、ガム、コバルド、ガム、ダマル、ガム、アラビック、ガム、エスナル、サンダラック
  - 二八四 窒素の販賣格の統制額指定
  - 二八三 カイゴンプラックの販賣格の統制額指定申改正
  - 二九二 セラック同上
  - 二九九 塗料(種技術)の販賣格の統制額指定
  - (繊維品)
    - 二六一 人絹織物の染色等加工料金の統制額指定申改正
    - 二六四 女子指輪着用車動衣の裁縫料及び裁縫料の統制額指定
    - 二六五 衣料製品の統制額指定申改正
    - 二七〇 閉鎖機因日本衣料製品株式會社手持衣料製品の賣却價格指定
    - 二七一 縫織織物の販賣格の統制額指定
    - 二七六 カタン糸の販賣格の統制額指定申改正
    - 二七九 羊毛の販賣格の統制額指定申改正
    - 二八二 衣料製品の統制額指定申改正
    - 二八四 古織物の販賣格の統制額指定
    - 二九六 客車用脚輪同上
    - 二九八 特約織物同上
    - 三〇〇 縫製物の染色等加工料金の統制額指定申改正
    - 三〇二 被褥等の統制額指定申改正

- (日用品)
  - 二六〇 医薬品(日本薬局方外医薬品ミノフアゲンA他七品)の販賣格の統制額指定
  - 二八九 医薬用羊腸線同上(特等物)
  - 二六二 除虫菊乾花の販賣格の統制額指定申改正
  - 二七二 孔明燐炭、豆炭、有價豆炭及びたどんの統制額指定申改正
  - 二七三 草藥漁網、漁業用磁器漆系の販賣格の統制額指定申改正
  - (算術計算)
    - 二五六 原價計算を爲すべき物品指定
    - 二五九 價格査定規則第三條及び第四條第三項の規定による指定
    - 二八〇 中央價格査定委員會規程指定申改正
    - 二八一 たけのこ、ふぎ及び茶たまねぎの統制額指定
    - 二八二 物價廳大政省標準賣價規則第十條の第三項の價格指定
    - 二八三 製造たばこ(新生)の定價指定
  - 物價廳、農林省
    - 三 農業災害補償法に基く麦の反當共済金額及び共進共済掛金率等指定
    - 物價廳、厚生省
      - 一 子功衛生研究所検査規程第二條の規定による検査手数料指定の件
      - 物價廳、通信省
        - 五 保險掛費對價指定

二八八	工作機械用車動四つずめチャック及び連動三つずめチャックの販賣格の統制額指定	一三
二八九	ミシン、同部分品及びミシン針の統制額指定申改正	一元
二八三	シード、ラック、ガム、コバルド、ガム、ダマル、ガム、アラビック、ガム、エスナル、サンダラック	一八
二八四	窒素の販賣格の統制額指定	一八
二八三	カイゴンプラックの販賣格の統制額指定申改正	一三
二九二	セラック同上	一七
二九九	塗料(種技術)の販賣格の統制額指定	一元
二六一	人絹織物の染色等加工料金の統制額指定申改正	一八
二六四	女子指輪着用車動衣の裁縫料及び裁縫料の統制額指定	二〇
二六五	衣料製品の統制額指定申改正	二〇
二七〇	閉鎖機因日本衣料製品株式會社手持衣料製品の賣却價格指定	二〇
二七一	縫織織物の販賣格の統制額指定	二二
二七六	カタン糸の販賣格の統制額指定申改正	二二
二七九	羊毛の販賣格の統制額指定申改正	二二
二八二	衣料製品の統制額指定申改正	二二
二八四	古織物の販賣格の統制額指定	二二
二九六	客車用脚輪同上	二二
二九八	特約織物同上	二二
三〇〇	縫製物の染色等加工料金の統制額指定申改正	二二
三〇二	被褥等の統制額指定申改正	二二

二六〇	医薬品(日本薬局方外医薬品ミノフアゲンA他七品)の販賣格の統制額指定	一八
二八九	医薬用羊腸線同上(特等物)	一八
二六二	除虫菊乾花の販賣格の統制額指定申改正	一八
二七二	孔明燐炭、豆炭、有價豆炭及びたどんの統制額指定申改正	一三
二七三	草藥漁網、漁業用磁器漆系の販賣格の統制額指定申改正	一三
二五六	原價計算を爲すべき物品指定	一一
二五九	價格査定規則第三條及び第四條第三項の規定による指定	一一
二八〇	中央價格査定委員會規程指定申改正	一一
二八一	たけのこ、ふぎ及び茶たまねぎの統制額指定	一一
二八二	物價廳大政省標準賣價規則第十條の第三項の價格指定	一一
二八三	製造たばこ(新生)の定價指定	一一
三	農業災害補償法に基く麦の反當共済金額及び共進共済掛金率等指定	一六
一	子功衛生研究所検査規程第二條の規定による検査手数料指定の件	二三
五	保險掛費對價指定	二二